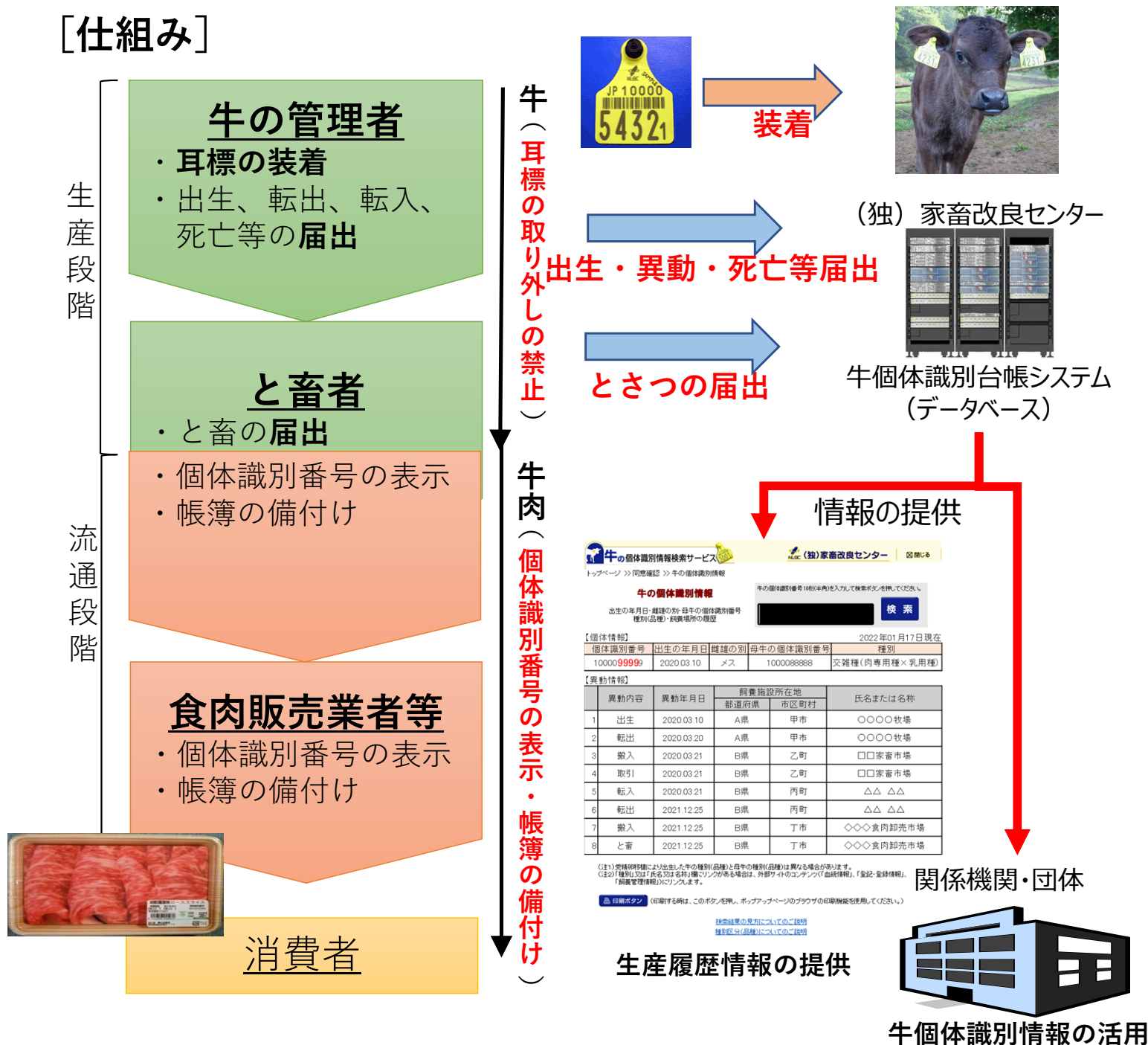


牛トレーサビリティ制度

平成15年に法制化された「牛トレーサビリティ制度」は、消費者の信頼性の確保、牛や牛肉の流通、輸出促進、畜産農家の個体確認、関係機関・団体等の事務負担軽減等に欠かせない仕組みとなっています。

[仕組み]



牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）

<目的> この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

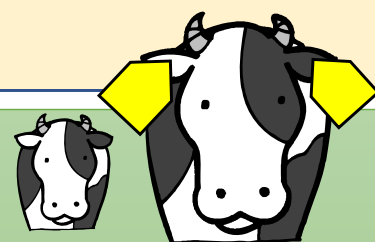
酪農家、肉用牛農家等牛の管理者の皆様
牛の管理者等を支援する関係機関・団体等の皆様

耳標の確実な装着と 迅速かつ正確な届出

- ・ 耳標を装着しない、取り外した、付け替えた・・・
- ・ 出生年月日を意図的に変える等の虚偽の届出をした・・・
 - 法令に基づく、罰則の対象となったり、補助事業に参加できなくなる
ことがあります。

※耳標を装着していない牛の異動は禁止されています

死亡の届出を忘れずに！
（家畜の死体は必ず化製場で処理を！）



- ・ 家畜の死体は、化製場で処理することが、法律で義務づけられています。
- ・ 耳標の装着の有無にかかわらず、死亡した家畜を自分の農場に埋めることは「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。また、死亡の届出を忘れずに！
（死亡の届出の引渡し先は、化製場又は家畜保健衛生所となります。）

届出には「届出Webシステム」をご活用ください

- ・ パソコン、スマートフォン、タブレットの利用が可能
- ・ 届出した内容の修正請求手続きも可能

届出Webシステムのご利用は

牛の個体識別

検索

<https://www.id.nlbc.go.jp/>



【お問い合わせ先】 独立行政法人 家畜改良センター個体識別部
TEL：0248-48-0596 E-Mail：id@nlbc.go.jp

※牛トレーサビリティ制度について、分からないこと、疑問に思ったことなど、お問い合わせください

＜問い合わせ先＞

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 牛トレーサビリティ企画班	TEL：03-3502-8111（内線4548）
北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：011-330-8816（直通）
東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：022-263-1111（内線4628）
関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：048-600-0600（内線3219）
北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：076-263-2161（内線3727）
東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：052-212-5680（直通）
近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：075-414-9000（直通）
中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：086-224-4511（内線2389）
九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	TEL：096-211-9111（内線4252）
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL：098-866-1672（直通）